

機関番号：34314

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2009～2010

課題番号：21730057

研究課題名（和文） 障害者教育法における「合理的配慮」義務の射程

研究課題名（英文） “Reasonable accommodation” in the Special Education Law

研究代表者

今川 奈緒（IMAGAWA NAO）

佛光大学・社会福祉学部・講師

研究者番号：60509785

研究成果の概要（和文）：

現在、障害者権利条約の批准にむけて国内法の整備が進められている。当該条約において「合理的配慮」は核となる概念であるが、障害者教育法領域において「合理的配慮」についての検討は十分に行われてこなかった。これに対し、アメリカ合衆国では「合理的配慮」の概念について制定法および判例法上かなりの程度明確化され、学術研究も相当程度の蓄積がある。本研究は、アメリカ法(特に IDEA)について詳細な検討を行い、日本法との比較を行うことで、日本の障害児教育法制の不備、改善点を明らかにしている。

研究成果の概要（英文）：

Although Japanese law must adopt the idea of “reasonable accommodation” to approve ratification of “Convention on the Rights of Persons with Disabilities”, enough has not been said on this subject in special education law. I think that it is effective to compare the U.S. special education law and Japanese law to make the Japanese law’s imperfections clear, because the U.S. law has adopted the idea of “reasonable accommodation”, and there are a lot of cases and studies about it in the U.S.. In this study I focused on the individuals with disabilities education act.

交付決定額

（金額単位：円）

| | 直接経費 | 間接経費 | 合計 |
|--------|-----------|---------|-----------|
| 2009年度 | 500,000 | 150,000 | 650,000 |
| 2010年度 | 500,000 | 150,000 | 650,000 |
| 年度 | | | |
| 年度 | | | |
| 年度 | | | |
| 総計 | 1,000,000 | 300,000 | 1,300,000 |

研究分野：行政法、社会福祉法、教育法

科研費の分科・細目：法学・社会法学

キーワード：(1)障害児教育法(障害者教育法) (2)IDEA(アメリカ合衆国障害者教育法) (3)手続的権利(4)手続的デュー・プロセス(5)無償かつ適切な公教育(6)合理的配慮(7)過大(過重)な負担

1. 研究開始当初の背景

2009年の研究開始当初より、「障害者権利

条約」の批准にむけて国内法の整備が進められている。本条約の教育条項においては「合

理的配慮」の文言が明記されているが、「合理的配慮」とは個々人のニーズに応じた適切な補助を提供することを意味する。

日本においては、「特別支援教育の推進について（通知）」（平成19年4月1日文科初第125号）において、障害を抱える児童生徒「一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育」の実施が求められており、この理念は「合理的配慮」の理念と重なるものと考えられる。このような理念の下、2002年の学校教育法施行令の改正により認定就学者の制度が、そして2007年の学校教育法等の一部を改正する法律によって特別支援学校制度が設けられたが、はたして「一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育」を保障するという現在の日本の障害児教育法制度が実際に「合理的配慮」の理念に適合するものであるのか、また、その理念を実現させることが可能であるかについて検討する必要がある。

2. 研究の目的

(1) 障害児教育における「合理的配慮」について考察する場合、「適切性」と「インクルージョン」の理念が核となる。「適切性」とは障害児個々人のニーズに応じた適切な教育を保障することであり、「インクルージョン」とは障害児と非障害児との教育の場等における統合を指す。これらの理念を障害児の教育を受ける権利として考える場合、その実体は漠然としたものとなる。特に「適切性」は個々人の教育的ニーズにより異なるものであり、これについて具体的な法的基準を定めることは困難である。したがって「適切性」の判断は、個々の事例に委ねられることになるのであるが、その際に重要となるのが決定手続であると考えられる。

「一人一人のニーズに応じた適切な教育」

のように定義が漠然としている場合、明確な権利として保障される教育の幅は狭く、行政の裁量が大きくなるので行政の裁量をコントロールする手続が必要になってくる。また、教育を受ける権利には、憲法13条の保障が及び適正手続が保障されると考えられるが、教育関連法制においては十分に手続的整備が行われておらず、しかも学校教育法施行令において行政手続法は適用除外となっている。

適正な「適切性」を導き出すためには、障害児本人や保護者の意見をはじめ、教師や医者等の専門家、教育委員会等の行政側の意見を総合的に判断する必要がある。2007年の学校教育法施行令改正により、障害児の就学にあたり、専門家に加え保護者への意見聴取が義務付けられるようになったが、法令から導き出される保護者、障害児の手続的権利は意見聴取に限られており、これのみでは適正手続が保障されているとは言い難い。広範な行政裁量に対して手続的権利が保障されない場合、実体的権利を確保することも難しくなると考えられる。

したがって、本研究においては障害児教育における「合理的配慮」について、実体と手続の両面から検討を行う予定であるが、上記の理由から、手続的側面の整備が特に重要であると考え、本研究においては手続的側面に重点をおくことにする。

(2) アメリカ合衆国においては障害児・者に対して教育上の「合理的配慮」を保障する法制度が整っており、また膨大な裁判例が存在する。したがって、我が国の障害者教育法における「合理的配慮」の可能性について検討する際に、アメリカ合衆国の法制度および裁判例を詳細に検討することで、一定の示唆が得られると考えられる。したがって、本研究においてはアメリカ合衆国の障害者教育法

(Individuals with Disabilities Education Act)をはじめとした、障害者教育に関連する各法律の制度、仕組み、効果、および障害者教育に関連する裁判例について詳細な検討を行うことを第一の目的とする。その上で、我が国の現状について検討を行い、最終的には日本の障害者教育法において、「合理的配慮」の理念を保障する可能性について検討を行うことにする。

3. 研究の方法

(1)アメリカにおける障害児教育法の現状について

① アメリカ合衆国においては、障害者教育に関連する法律が複数存在するが、なかでも障害者教育法 (Individuals with Disabilities Education Act : 以下IDEA) がその核となる法律である。IDEAは、手続的権利について高度に法が整備されており、事前・事後両方の手続について詳細に定められている。たとえばIDEAの個人教育プログラム (IEP) の手続は「無償かつ適切な公教育」を障害児に提供するための手段として、教育情報の公開、会議への参加、告知等、詳細な手続上の枠組みを構成しており、また、メディエーション等訴訟以外の紛争解決の手続についても明確に規定している。当該法は一般的に実体よりも手続を重視したものとみなされており、これを詳細に研究することで、日本の障害児教育法制への示唆を得ることができる。

具体的なアプローチ方法としては、制定法および規則 (CFR)、官報 (FR) 等の検討、連邦最高裁のみならず下級審による裁判例についての検討を行うことで、当該法律の実施状況を把握する。

②IDEA 以外の障害者教育に関連する法規についても検討を行う。具体的には、障害のあ

るアメリカ人法 (以下 ADA)、市民権法 (the Civil Rights Act)、リハビリテーション法 (the Rehabilitation Act) 504 条、NCLBA(no child left behind act)等の障害者関連法及び、規則(CFR)、官報(FR)について詳細に検討する。

(2)日本法における障害児教育法の現状について

近年の障害児教育に関する裁判例についての検討を行うことにする。具体的には、普通学校に在籍する病弱児が特別支援学校への入学を求めた事例、四肢麻痺等の障害を抱える生徒が普通学校への入学を求めた事例、市における唯一の病弱児対象の養護学校の廃止について争われた事例等について検討を行い、日本の障害児教育法における「合理的配慮」のあり方や手続的制度についての検討を行う。

4. 研究成果

(1)アメリカにおける障害児教育法の現状について

①IDEA について

IDEA において合理的配慮に該当するのは「無償かつ適切な公教育」の保障である。個々人のニーズによって異なる「適切な教育」に対応するために、IDEA は手続的デュー・プロセスに基づく詳細な手続を定めており、一連の手続を通すことでそれを保障するという法構造がとられている。報告者 (=今川) は、一連の手続制度 (告知・聴聞、情報公開、メディエーション、不服申立て) の仕組みについて、下記「5 主な発表論文等」の [論文-①][図書-②] において発表している。

②IDEA 以外の障害者関連法について

リハビリテーション法 504 条と ADA の障害者教育に関連する条項についての検討を進めた。

手続制度については、両法とも IDEA に類似する制度を備えており特筆すべき点はないが、「無償かつ適切な公教育」の保障の限界について検討を行う場合、リハビリテーション法 504 条の解釈は非常に重要になる。この点については下記④(4)-(1)-④上記①～③の研究成果により明らかになったこと)において述べたい。

③IDEA に関する裁判例について

障害者教育に関する裁判は、障害児に「無償かつ適切な公教育」が保障されているか否かを問うものがほとんどなのであるが、インクルージョンと適切な教育の保障が対立する事例、証明責任、親の権利を問う事例等その内容は多岐にわたる。報告者は連邦裁判例、州裁判例双方の主要なものについて各論点を整理する作業を行った。具体的には、「無償かつ適切な公教育についてのリーディング・ケースとなった事例」、「インクルージョンに関する判断基準を示した事例」、「インクルージョンについて積極的あるいは消極的な解釈を行った事例」、「「関連サービス」と「医療サービス」の該当性について判断した事例」、「無償かつ適切な公教育について親に訴えの利益が認められた事例」、「IEP について不服を申立てる際の立証責任についての事例」、「私立学校において無償かつ適切な公教育が認められた事例」等が挙げられる。これについては、下記「5 主な発表論文等」の[図書-①] において発表している。

④ 上記①～③の研究成果により明らかになったこと

アメリカ合衆国の障害者教育法において、各当事者はそれぞれが望む教育について意思を表明し、獲得していく機会が十分に保障されていると考えられる。たとえば、上述したように、私立学校において「無償かつ適切な公教育」が保障されるケースまで存在しており、多くの判例から、障害児及びその保護者の手続的権利は手続デュー・プロセスの理念の下で十分に保障されていることが明らかになった。

これに対し、実体的権利については IDEA に記された権利が必ずしも保障されてはいないという実態が明らかになった。すなわち、「無償かつ適切な公教育」や「合理的配慮」の理念の下で保障されるべき、それぞれの障害児に応じた適切な教育については、連邦最高裁の判断に基づき、一定の限界がしめされている。連邦最高裁は、「無償かつ適切な公教育」について、「ベストな教育ではなく、障害を有する児童が何らかの教育的利益を得られること」と解釈しており、これにより「適切な公教育」が制限されてしまうケースが多く存在する。

IDEA の「無償かつ適切な公教育」の限界については、リハビリテーション法 504 条を補完的に用いて新たな解釈を提示する可能性も考えられるが、より一層の検討が必要であると考えられる。

⑤障害児個々人に応じた適切な教育を保障する場合、費用をはじめとする負担の問題がさけられないが、過大な負担による制限を設けることなく教育を提供することについての社会的合意の必要性について検討を進めていく必要がある。

(2)日本における障害者教育法の現状

日本の障害者教育法において「合理的配

慮」に近い理念が見受けられるものとしては、「特別支援教育の推進について（通知）」（平成19年4月1日文科初第125号）等があげられるが、未だ「合理的配慮」についての法整備は行われていない。

これに対し、裁判例の中には「合理的配慮」の理念に関わる興味深い判決・決定が出されている。たとえば、普通学校に在籍する病弱児が特別支援学校への入学を求めた事例（大阪地決平成19年8月10日賃金と社会保障1451号）や、四肢麻痺等の障害を抱える生徒が普通学校への入学を求めた事例（奈良地決平成21年6月26日賃社1504号）は、障害児の教育的権利について、「インクルージョン」の理念や「適切性」の理念に基づいて決定を行っており、その判旨からは「合理的配慮」の理念が読みとれるものとなっている。

一方で、これらの決定や、市における唯一の病弱児対象の養護学校の廃止について争われた事例（大阪高決定平成21年3月18日賃社1521号）からは、適切な教育とインクルージョンの境界、保護者や児童の手続的権利についての法制度上の不備について等、日本の障害児教育法制における問題点も浮き彫りになっている。

(3)まとめ

アメリカ法との比較研究から、日本の障害児教育法において「合理的配慮」、すなわち「適切な教育」や「インクルージョン」を保障するためには、法制度上「合理的配慮」に関する理念を明確化すること、そして障害児及び保護者の意思を適切に反映する仕組みとして手続的制度を拡充することが必要であることが明らかになった。

また、アメリカの障害児教育関連法が抱える問題から、適切な教育の保障に対する過大な負担による制限、そこから派生する社会的

合意の問題についても検討を進めていかねばならないことが明らかになった。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕（計3件）

①今川奈緒、障害者教育法における手続的保護の重要性、社会福祉学部論集、査読無、7巻、2011、pp.19-37

②今川奈緒、特別支援学校の廃止に関する条例の処分性及び適法性（大阪高決定平成21年3月18日）、賃金と社会保障、査読無、1521号、2010、pp.25-31

③今川奈緒、障害を有する生徒の町立中学校入学に関する仮の義務付け決定一下市町立中学校入学拒否事件(奈良地裁平成21年6月26日決定)、賃金と社会保障、査読無、1504号、2009、pp.38-46

〔学会等発表〕（計1件）

①今川奈緒、Development of law and policy for students with disabilities in Japan、Japan's Anticipated Disability Law & the Americans with Disabilities at Twenty: Workshop on Comparative Law, Policy and Research、2010年2月18日、Loyola Law School

②今川奈緒、アメリカ合衆国障害者教育法におけるデュー・プロセスについて、東京社会保障研究会、2009年11月21日、上智大学

〔図書〕（計2件）

①中川純編、今川奈緒、他、平成21年度内閣府 障害者の社会参加推進に関する国際比較調査研究報告書、IDEAの概要と展開：訴訟要件に関連して、合理的配慮に関する裁判例及び行政救済機関の仲裁例（アメリカ合衆国・教育）、2010、pp.9-11、pp.46-65

②中川純編、今川奈緒、他、平成20年度内閣府 障害者の社会参加推進に関する国際比較調査研究 調査研究報告書、教育における障害者差別の禁止法令の概要及びIDEAにおける手続的デュー・プロセスについて、2009、pp.77-97、103

〔その他〕

ホームページ等

①

[http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/t
yosa/h21kokusai/gaiyou.html](http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/t
yosa/h21kokusai/gaiyou.html)

②

[http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/t
yosa/h20kokusai/pdf/all/tanto.pdf](http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/t
yosa/h20kokusai/pdf/all/tanto.pdf)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

今川 奈緒 (IMAGAWA NAO)

佛教大学・社会福祉学部・講師

研究者番号：60509785